

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
堺支援学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。					検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第 47 条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	
	A	兵庫県神戸市、淡路市及び洲本市	令和 5 年 5 月 1 日	10,582 円	令和 5 年 6 月 30 日	
措置の内容						
検出事項の原因は、事務担当者が精算処理の期間（30日以内）を失念していたこと及び決裁関与者の精算状況の確認不足にある。 是正を求められた事項について、関係職員に対して精算の必要性について周知徹底するとともに、事務担当者が管外旅費事務処理一覧表を作成して精算状況を把握し、精算が行われていない場合は該当職員に対し処理を促すことを徹底することとした。 今後は、決裁関与者及び事務担当者が復命書及びS S Cでの定期的な確認を行い、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年11月14日）